



2022年2月10日

各 位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保
(コード番号 9749 東証第1部)
問合せ先 経営財務部長 小西 信介
(TEL 045-650-8811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を2022年3月11日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第13条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条～第13条(現行どおり) <削除>
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 302 536 331"><新設></p> <p data-bbox="183 613 533 674">第15条～第34条（条文省略） （附則）</p> <p data-bbox="188 683 475 712">1. ～19.（条文省略）</p> <p data-bbox="427 719 536 748"><新設></p> <p data-bbox="427 994 536 1023"><新設></p>	<p data-bbox="826 271 1050 300"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="810 306 1407 439"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="869 445 1407 611"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="810 618 1187 678">第15条～第34条（現行どおり） <u>（附則）</u></p> <p data-bbox="815 685 1129 714">1. ～19.（現行どおり）</p> <p data-bbox="810 721 1407 987"><u>20. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 994 1407 1126"><u>21. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2022年3月11日
2022年3月11日

以上